

○川口市が設置する一般廃棄物処理施設及び川口市から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成10年9月28日規則第82号

川口市が設置する一般廃棄物処理施設及び川口市から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

題名改正〔平成29年規則56号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市が設置する一般廃棄物処理施設及び川口市から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成10年条例第57号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成29年規則56号〕

(公告文の様式)

第2条 条例第3条第2項の規定による公告は、様式第1号の公告文により行わなければならない。

全部改正〔平成29年規則56号〕

(報告書の縦覧の期間等)

第3条 市長又は災害廃棄物処分受託者(条例第1条に規定する災害廃棄物処分受託者をいう。以下同じ。)は、報告書(条例第1条に規定する報告書をいう。以下同じ。)の縦覧の場所ごとに条例第4条第2項に規定する縦覧の期間における縦覧の時間及び縦覧を行わない日を定めることができる。

2 災害廃棄物処分受託者が前項の規定により縦覧の時間及び縦覧を行わない日を定めるときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

3 市長又は災害廃棄物処分受託者は、第1項の規定により縦覧の時間及び縦覧を行わない日を定めたときは、その旨を当該報告書の縦覧の場所に掲示するものとする。

全部改正〔平成29年規則56号〕

(報告書の縦覧の手続)

第4条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の3第2項の規定により縦覧に供された報告書を縦覧しようとする者は市長に、同法第9条の3の3第2項の規定により縦覧に供された報告書を縦覧しようとする者は市長又は災害廃棄物処分受託者に様式第2号の申込書を提出しなければならない。

全部改正〔平成29年規則56号〕

(縦覧者の遵守事項)

第5条 報告書を縦覧する者(以下「縦覧者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長又は災害廃棄物処分受託者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

一部改正〔平成29年規則56号〕

(報告書の複写等)

第6条 縦覧者は、持参した電子機器等を使用して報告書の複写及び撮影をすることができる。

一部改正〔平成29年規則56号〕

(損傷の報告)

第7条 縦覧者は、過って報告書を汚損し、又は損傷した場合には、速やかに係員に報告し、その指示を受けなければならない。

一部改正〔平成29年規則56号〕

(使用後の点検)

第8条 縦覧者は、報告書の縦覧が終わったときは、係員に報告し、その点検を受けなければならない。

2 係員は、前項の点検により報告書に汚損、損傷等がないことを確認し、その旨を第4条の申込書に記載しなければならない。

一部改正〔平成29年規則56号〕

(意見書の記載事項)

第9条 意見書(条例第1条に規定する意見書をいう。)には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

一部改正〔平成29年規則56号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月26日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

 様式第1号

公 告 文

年 月 日

公告者

住所

氏名

④

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名
並びに事務所又は事業所の所在地〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第2項の規定に基づき、生活環境影響調査の報告書を次のとおり縦覧する。

1 縦覧の場所

2 縦覧の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 施設の名称

4 施設の設置の場所

5 施設の種類

6 施設において処理する一般廃棄物の種類

7 施設の処理能力

8 実施した生活環境影響調査の項目

9 その他

施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、次のとおり意見書を提出することができます。

(1) 提出先：

(2) 提出期間： 年 月 日から 年 月 日まで

(3) その他：

10 担当

追加〔平成29年規則56号〕

(あて先)

一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧申込書

縦覧者氏名	
住 所	
電 話 番 号	
施設の設置者	
施設の設置場所	
施設の種類	

※申込みをされる方は太枠内をご記入ください。

点検内容	点検者